２９障福第２７２０号

平成３０年３月３０日

|  |
| --- |
| 各市町村長（精神保健福祉主管課）殿  一般社団法人愛知県精神科病院協会会長様  関係精神科病院管理者様  愛知精神神経科診療所協会長様  一般社団法人愛知県精神保健福祉士協会会長様  特定非営利活動法人愛知県精神障害者家族会連合会会長様  一般社団法人愛知県精神障がい者福祉協会長様 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　愛知県健康福祉部保健医療局長

（　公　　印　　省　　略　）

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に

伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」及び「介護保険法施行規則等の一部を

改正する等の省令」の公布について（通知）

　本県の精神保健福祉行政の推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このことについて、平成30年3月22日付け医政発0322第14号・職発0322第4号・社援発0322第10号・老発0322第7号で厚生労働省医政局長、同省職業安定局長、同省社会・援護局長及び同省老健局長の連名で、別添のとおり通知がありました。

つきましては、同通知の記18（その他所要の改正）に掲げる所要の規定の整備として、「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令」（平成30年3月22日厚生労働省令第30号。平成30年4月1日施行。）により、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号）の一部改正が行われ、医療保護入院者を入院させている精神科病院の管理者が医療保護入院者又はその家族等に対して紹介する地域援助事業者として、介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院サービスを行う者が追加されることとなりましたので、ご承知おきください。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担　当　障害福祉課こころの健康推進室

精神保健グループ（新屋）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話　052-954-6622（ダイヤルイン）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ＦＡＸ　052-954-6920